

実用新案法

1961.12.31 法律第 952 号
1963. 3. 5 法律第 1294 号
1973. 2. 8 法律第 2508 号
1973.12.31 法律第 2661 号
1976.12.31 法律第 2957 号
1980.12.31 法律第 3328 号
1982.11.29 法律第 3567 号
1986.12.31 法律第 3893 号
1990. 1.13 法律第 4209 号
[全文改正]
1993. 3. 6 法律第 4541 号
(政府組織法中改正法律)
1993.12.10 法律第 4596 号
1995. 1. 5 法律第 4893 号
1995.12.29 法律第 5081 号
1997. 4.10 法律第 5330 号
1998. 9.23 法律第 5577 号
2001. 2. 3 法律第 6412 号
2002. 1.26 法律第 6626 号
2002.12.11 法律第 6766 号
2005.5.3 法律第 7554 号
2006.3.3 法律第 7872 号
[全文改正]
2007.1.3 法律第 8193 号
2008.2.29 法律第 8852 号
2008.12.26 法律第 9234 号
2009.1.30 法律第 9371 号
2011.3.30 法律第 10502 号
2011.12.2 法律第 11114 号
2013.3.22 法律第 11653 号
2013.3.23 法律第 11690 号
2013.5.28 法律第 11848 号
2013.7.30 法律第 11962 号
2014.6.11 法律第 12752 号
2015.1.28 法律第 13088 号

第 1 章 総 則

第 1 条【目的】この法律は、実用的な考案を保護・奨励し、その利用を図ることにより、技術の発展を促進し、産業発展に寄与することを目的とする。

第 2 条【定義】この法律で使用する用語の意味は、次の通りである。

1. “考案”とは、自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。

〈改正 2014.6.11〉

2. “登録実用新案”とは、実用新案登録を受けた考案をいう。

〈改正 2014.6.11〉

3. “実施”とは、考案に関する物品を生産・使用・譲渡・貸渡し若しくは輸入する、又はその物品の譲渡若しくは貸渡しの申出(譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ)をする行為をいう。

〈改正 2014.6.11〉

第 3 条【「特許法」の準用】 実用新案に関しては「特許法」第 3 条から第 7 条まで、第 7 条の 2、第 8 条から第 25 条まで、第 28 条、第 28 条の 2 から第 28 条の 5 までの規定を準用する。

<改正 2011.12.2、2014.6.11>

第2章 実用新案登録要件及び実用新案登録出願

第4条【実用新案登録の要件】

①産業上利用することができる物品の形状・構造又は組合せに関する考案であつて、次の各号のいずれか一つに該当するものを除いては、その考案に対して実用新案登録を受けることができる。

1.実用新案登録出願前に国内又は国外において公知されたり、公然に実施された考案

<改正 2014.6.11>

2. 実用新案登録出願前に国内又は国外において、頒布された刊行物に掲載されたか、電気通信回線を通じて公衆が利用することができる考案

<改正 2013.3.22>

②実用新案登録出願前にその考案の属する技術分野における通常の知識を有する人が第1項各号のいずれか一つに該当する考案に基づいてきわめて簡単に考案することができれば、その考案については、第1項にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。

<改正 2014.6.11>

③実用新案登録出願した考案が次の各号の要件をすべて備えた他の実用新案登録出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された考案と同一である場合に、その考案は、第1項にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。但し、その実用新案登録出願の考案者と他の実用新案登録出願の考案者又は特許出願の発明者が同一である場合、又はその実用新案登録出願当時の出願人と他の実用新案登録出願や特許出願の出願人が同一である場合には、この限りではない。

<改正 2014.6.11>

1.その実用新案登録出願日前に出願された実用新案登録出願であること

<新設 2014.6.11>

2.その実用新案登録出願後、第15条の規定により準用される「特許法」第64条により出願公開されるか、または同法第21条第3項により登録公告された実用新案登録出願であること

<新設 2014.6.11>

④実用新案登録出願した考案が次の各号の要件をすべて備えた特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明と同一である場合に、その考案は、第1項にかかわらず、実用新案登録を受けることができない。ただし、その実用新案登録出願の考案者と特許出願の発明者が同じか、その実用新案登録出願を出願したときの出願人と特許出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。<改正 2009.1.30、2014.6.11>

1.その実用新案登録出願日前に出願された特許出願であること

<改正 2014.6.11>

2.その実用新案登録出願後、「特許法」第 64 条により、出願公開されるか、同法第 87 条第 3 項により登録公告された特許出願であること

〈改正 2014.6.11〉

⑤第 3 項を適用するとき、他の実用新案登録出願が第 34 条第 2 項による国際実用新案登録出願(第 40 条第 4 項により実用新案登録出願とみなす国際出願を含む)である場合、第 3 項柱書中「出願書に最初に添付した明細書又は図面」とは、「国際出願日までに提出した考案の説明、請求の範囲又は図面」と、同項第 2 号中「出願公開」は、「出願公開または「特許協力条約」第 21 条により国際公開」とみなす。

〈新設 2014.6.11〉

⑥第 4 項を適用するとき、特許出願が、「特許法」第 199 条第 2 項による国際特許出願(同法第 214 条第 4 項により特許出願とみなされた国際出願を含む)である場合、第 4 項柱書中“出願書に最初に添付した明細書又は図面”とは、「国際出願日までに提出した発明の説明、請求の範囲又は図面」と、同項第 2 号中「出願公開されるか、同法”は、“出願公開または「特許協力条約」第 21 条により国際公開されるか、「特許法」」とみなす。

〈新設 2014.6.11〉

⑦第 3 項または第 4 項を適用するとき、第 35 条第 4 項によって取り下げたものとみなす国際実用新案登録出願、または「特許法」第 201 条第 4 項により取り下げたものとみなす国際特許出願は、他の実用新案登録出願または特許出願とみなさない。

〈新設 2014.6.11〉

第 5 条【公知等にならない考案とみなす場合】

〈削除 2015.1.28〉

第 6 条【実用新案登録を受けることができない考案】次の各号のいずれか一つに該当する考案については、第 4 条第 1 項にかかわらず実用新案登録を受けることができない。

〈改正 2014.6.11〉

1.国旗又は勲章と同一か、又は類似した考案

2.公共の秩序、又は善良なる風俗にはずれるか、又は公衆の衛生を害するおそれがある考案

〈改正 2014.6.11〉

第 7 条【先出願】

①同一の考案について異なった日に二以上の実用新案登録出願がある場合には、先にの実用新案登録出願した者のみがその考案について実用新案登録を受けることができる。

〈改正 2014.6.11〉

②同一の考案について同日に二以上の実用新案登録出願がある場合には、実用新案登録出願人の中で協議して定めた一人の実用新案登録出願人のみが、その考案について実用新案登

録を受けることができる。ただし、協議が成立しないか、又は協議をすることができない場合には、いずれの実用新案登録出願人もその考案について実用新案登録を受けることができない。

<改正 2014.6.11>

③実用新案登録出願された考案と特許出願された発明が同一の場合、その実用新案登録出願及び特許出願が異なった日に出願されたものであれば、第1項の規定を準用し、その実用新案登録出願と特許出願が同日に出願されたものであれば、第2項の規定を準用する。

<改正 2014.6.11>

④実用新案登録出願又は特許出願が次の各号のいずれかに該当する場合、その実用新案登録出願又は特許出願は、第1項から第3項までの規定を適用するときは、初めからなかったものとみなす。但し、但し書(第3項により準用される場合を含む)の規定に該当し、その実用新案登録出願又は特許出願について拒絶決定や拒絶するという趣旨の審決が確定した場合には、この限りではない。

<改正 2014.6.11>

1.放棄、無効又は取り下げられた場合

<新設 2014.6.11>

2.拒絶決定や拒絶する旨の審決が確定した場合

<新設 2014.6.11>

⑤考案者又は発明者でない者であって実用新案登録を受けることができる権利又は特許を受けることができる権利の承継人でない者が行った実用新案登録出願又は特許出願は、第1項から第3項までの規定を適用するときには、初めからなかったものとみなす。

<改正 2014.6.11>

⑥特許庁長は、第2項の場合に実用新案登録出願人に期間を命じて、その期間に申告がない場合、第2項の規定による協議は成立しなかったものとみなす。

<改正 2014.6.11>

第8条【実用新案登録出願】

①実用新案登録を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した実用新案登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1.実用新案登録出願人の氏名及び住所(法人である場合はその名称及び営業所の所在地)

2.実用新案登録出願人の代理人が出願する場合は、その代理人の氏名・住所及び営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合は、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

<改正 2013.7.30>

3.考案の名称

4.考案者の氏名及び住所

②第 1 項の規定による実用新案登録出願書には、次の各号の事項を記載した明細書と図面及び要約書を添付しなければならない。

1.考案の名称

2.図面の簡単な説明

3.考案の詳細な説明

4.実用新案登録請求範囲

③第 2 項第 3 号による考案の詳細な説明の記載は、次の各好意要件を満たさなければならない。

その考案の属する技術分野における通常の知識を有する者がその考案を容易に実施をすることができるように、産業通商資源部令が定める記載方法に従って明確かつ詳細に記載しなければならない。

その考案の背景になる技術を記載すること。

<改正 2007.1.3、2011.3.30、2013.3.23>

④第 2 項第 4 号の規定による実用新案登録請求範囲は、保護を受けようとする事項を記載した項(以下、“請求項”とする)が 1 以上なければならない、その請求項は、次の各号に該当しなければならない。

1.考案の詳細な説明により裏付けられること

2.考案が明確かつ簡潔に記載されること

3.削除<2007.1.3>

⑤実用新案登録出願人は、第 2 項の規定にかかわらず実用新案登録出願時に第 2 項第 4 号の実用新案登録請求範囲を記載しない明細書を実用新案登録出願書に添付することができる。この場合、次の各号の区分に従った期限までに実用新案登録請求範囲が記載されるように明細書を補正しなければならない。

<新設 2007.1.3>

1.第 15 条の規定によって準用される「特許法」第 64 条第 1 項各号のいずれか一つに該当する日から 1 年 6 ヶ月となる日まで

2.第 1 号の期限以内に第 15 条の規定により準用される「特許法」第 60 条第 3 項による出願審査請求の趣旨を通知された日から 3 ヶ月となる日まで(第 15 条の規定により準用される「特許法」第 64 条第 1 項各号のいずれか一つに該当する日から 1 年 3 ヶ月となる日以降に通知された場合には、第 15 条の規定によって準用される「特許法」第 64 条第 1 項各号のいずれか一つに該当する日から 1 年 6 ヶ月となる日まで)

⑥第 2 項第 4 号の規定による実用新案登録請求範囲を記載する時には、保護を受けようとする事項を明確にできるように考案を特定するのに必要であると認められる形状・構造又はこれらの結合関係などを記載しなければならない。

＜新設 2007.1.3＞

⑦実用新案登録出願人が実用新案登録出願後に第 5 項各号の規定による期限までに明細書を補正しない場合は、その期限となる日の翌日に該当実用新案登録出願は取り下げられたとみなされる。＜新設 2007.1.3＞

⑧第 2 項第 4 号の規定による実用新案登録請求範囲の記載方法に関して必要な事項は、大統領令で定める。

＜改正 2007.1.3＞

⑨第 2 項の規定による要約書の記載方法等に関し必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

＜改正 2007.1.3、2013.3.23＞

第 8 条の 2 【実用新案登録出願日等】 ＜新設 2014.6.11＞

①実用新案登録出願日は、明細書及び図面を添付した実用新案登録出願書が特許庁長に到達した日とする。この場合、明細書に、請求の範囲は記さないこともあるが、考案の説明は記さなければならない。

②実用新案登録出願人は、第 1 項後段により実用新案登録出願書に最初に添付した明細書には、請求の範囲を記さない場合には、第 15 条の規定により準用される「特許法」第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月になる日まで、明細書に請求の範囲を記す補正をしなければならない。ただし、柱書による期限前に、第 15 条の規定により準用される「特許法」第 60 条第 3 項の規定による出願審査請求の旨を通知された場合には、その通知を受けた日から 3 ヶ月になる日又は第 15 条の規定により準用される「特許法」第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月になる日のいずれか早い日までに補正をしなければならない。

③実用新案登録出願人が第 2 項の規定による補正をしない場合には、第 2 項による期限となる日の次の日に、その実用新案登録出願を取り下げたものとみなす。

第 8 条の 3 【外国語実用新案登録出願等】 ＜新設 2014.6.11＞

①実用新案登録出願人が明細書及び図面（図面の中の説明部分に限る。以下、第 2 項及び第 5 項において同じ。）を国語ではなく、産業通商資源部令で定める言語で記すという旨を実用新案登録出願したとき実用新案登録出願書に記す場合には、その言語で記すことができる。

②実用新案登録出願人が実用新案登録出願書に最初に添付された明細書及び図面を第 1 項の規定による言語で記す実用新案登録出願（以下「外国語実用新案登録出願」という。）をした場合には、第 15 条の規定により準用される「特許法」第 64 条第 1 項各号の区分による日から 1 年 2 ヶ月になる日まで、その明細書及び図面の韓国語翻訳文を産業通商資源部令で定める方法により提出しなければならない。ただし、柱書による期限前に第 15 条により準用される「特許法」第 60 条第 3 項の規定による出願審査請求の旨を通知された場合には、その通知を

受けた日から3ヶ月になる日又は第15条の規定により準用される「特許法」第64条第1項各号の区分による日から1年2ヶ月になる日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

③第2項の規定により韓国語翻訳文を提出した実用新案登録出願人は、第2項による期限前にその韓国語翻訳文を代えて新しい韓国語翻訳文を提出することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1.明細書又は図面を補正(第5項の規定により補正したものとみなす場合は除く)した場合

2.実用新案登録出願人が出願審査の請求をした場合

④実用新案登録出願人が第2項による明細書の韓国語翻訳文を提出しない場合には、第2項による期限となる日の次の日に、その実用新案登録出願を取り下げたものとみなす。

⑤実用新案登録出願人が第2項による韓国語翻訳文又は第3項柱書による新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、外国語実用新案登録出願の実用新案登録出願書に最初に添付した明細書又は図面をその韓国語翻訳文に応じて補正したものとみなす。ただし、第3項柱書により新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、最後の韓国語翻訳文(以下、この条において「最終的な韓国語翻訳文」という。)の前に提出された韓国語翻訳文により補正したものとみなすすべての補正は、最初からなかったものとみなす。

⑥実用新案登録出願人は、第11条により準用される「特許法」第47条第1項により補正をすることができる期間に最終韓国語翻訳文の誤った翻訳を産業通商資源部令で定める方法により訂正することができる。この場合、訂正された韓国語翻訳文に関しては、第5項を適用しない。

第9条【実用新案登録出願の範囲】

①実用新案登録出願は、一つの考案ごとに1つの実用新案登録出願とする。但し、一つの総括的考案の概念を形成する一群の考案について一つの実用新案登録出願とすることができる。
〈改正 2014.6.11〉

②第1項但し書により一群の考案について、一つの実用新案登録出願とすることができる要件は、大統領令で定める。
〈改正 2014.6.11〉

第10条【変更出願】

①特許出願人は、その特許出願の出願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された事項の範囲において、その特許出願を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。
〈改正 2014.6.11〉

1.その特許出願について、最初の拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日(「特許法」第15条第1項により同法第132条の3による期間が延長された場合には、その延長された期間をいう)が経過した場合。

<新設 2014.6.11>

2.第 11 条により準用される「特許法」第 30 条第 2 項を適用する場合

<新設 2014.6.11> <改正 2015.1.28>

②第 1 項により変更された実用新案登録出願(以下“変更出願”とする)がある場合、その変更出願は特許出願をしたときに実用新案登録出願をしたものとみなす。但し、その変更出願が次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りではない。

<改正 2014.6.11>

1. 第 4 条第 3 項による他の実用新案登録出願又は「特許法」第 29 条第 4 項による実用新案登録出願に該当して同法第 4 条第 3 項又は「特許法」第 29 条第 4 項を適用する場合

<改正 2014.6.11>

2. 第 5 条第 2 項を適用する場合

<改正 2014.6.11>

3. 第 11 条により準用される「特許法」第 54 条第 3 項を適用する場合

<改正 2014.6.11>

4.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 55 条第 2 項の規定を適用する場合

③第 1 項により変更出願をしようとする者は、変更出願をしたときに実用新案登録出願書にその趣旨及び変更出願の基礎となった特許出願の表示をしなければならない。

<改正 2014.6.11>

④変更出願がある場合には、その特許出願は取り下げられたものとみなす。

⑤ <削除 2014.6.11>

⑥変更出願場合に、「特許法」第 54 条による優先権を主張する者は同条第 4 項による書類を同条第 5 項による期間過ぎた後にも変更出願をした日から 3 ヶ月以内に特許庁長に提出することができる。

<改正 2013.3.22>

⑦実用新案登録出願人は、変更出願が外国語実用新案登録出願である場合には、第 8 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文又は同条第 3 項柱書による新しい韓国語翻訳文を同条第 2 項による期限が過ぎた後にも、変更出願をした日から 30 日になる日まで提出することができる。ただし、第 8 条の 3 第 3 項各号のいずれかに該当する場合には、新しい韓国語翻訳文を提出することができない。

<新設 2014.6.11>

⑧実用新案登録出願人は、実用新案登録出願書に最初に添付した明細書には、請求の範囲を記さない変更出願の場合、第 8 条の 2 第 2 項による期限が経過しても変更出願をした日から 30 日になる日まで、明細書に請求の範囲を記す補正をすることができる。

〈新設 2014.6.11〉

第 11 条【「特許法」の準用】 実用新案登録要件及び実用新案登録出願に関しては、「特許法」第 30 条、第 33 条から第 35 条まで、第 37 条、第 38 条、第 41 条、第 43 条、第 44 条、第 46 条、第 47 条、第 51 条、第 52 条及び第 54 条から第 56 条までの規定を準用する。

〈改正 2015.1.28〉

[全文改正 2009.1.30]

第 3 章 審査

第 12 条【実用新案登録出願審査の請求】

①実用新案登録出願について審査請求があるときにのみ、これを審査する。

〈改正 2014.6.11〉

②何人も、実用新案登録出願について実用新案登録出願日から 3 年以内に特許庁長に出願審査の請求をすることができる。ただし、実用新案登録出願人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、出願審査の請求をすることができません。

〈改正 2007.1.3、2014.6.11〉

1. 明細書には、請求の範囲を記さない場合

〈新設 2014.6.11〉

2. 第 8 条の 3 第 2 項による韓国語翻訳文を提出しない場合（外国語実用新案登録出願の場合に限る。）

〈新設 2014.6.11〉

③次の各号のいずれかの 1 つに該当する実用新案登録出願に関しては、第 2 項による期間が過ぎた後にも次の各号の区分による期間内に出願審査の請求をすることができる。

〈改正 2014.6.11〉

1. 変更出願：変更出願をした日から 30 日

〈改正 2014.6.11〉

2. 第 11 条により準用される「特許法」第 34 条及び第 35 条による正当な権利者の実用新案登録出願：正当な権利者が実用新案登録出願をした日から 30 日

〈改正 2014.6.11〉

3. 第 11 条により準用される「特許法」第 52 条第 2 項による分割出願：分割出願をした日から 30 日

〈改正 2013.3.22、2014.6.11〉

④出願審査の請求は取り下げることができない。

⑤第 2 項又は第 3 項により出願審査の請求をすることができる期間に出願審査の請求がなければ、その実用新案登録出願は取り下げたものとみなす。

〈改正 2014.6.11〉

第 13 条【実用新案登録拒絶決定】第 15 条により準用される「特許法」第 57 条第 1 項による審査官(以下“審査官”とする)は、実用新案登録出願が次の各号のいずれか一つの拒絶理由(以下、“拒絶理由”とする)に該当する場合は、実用新案登録拒絶決定をしなければならない。

〈改正 2007.1.3、2014.6.11〉

1.第 4 条、第 6 条、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 3 条により準用される「特許法」第 25 条又はこの法律第 11 条により準用される「特許法」第 44 条により実用新案登録を受けることができない場合

〈改正 2014.6.11〉

2.第 11 条により準用される「特許法」第 33 条第 1 項柱書にともなう実用新案登録を受けられる権利を持たないか、又は同項但し書により実用新案登録を受けることができない場合

〈改正 2014.6.11〉

3.条約に違反した場合

〈改正 2014.6.11〉

4.第 8 条第 3 項・第 4 項・第 8 項又は第 9 条による要件を満たしていない場合

〈改正 2014.6.11〉

5.第 10 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した変更出願である場合

〈改正 2014.6.11〉

6.第 11 条により準用される「特許法」第 47 条第 2 項による範囲を逸脱した補正である場合

〈改正 2014.6.11〉

7.第 11 条により準用される「特許法」第 52 条第 1 項による範囲を逸脱した分割出願である場合

〈改正 2014.6.11〉

第 14 条【拒絶理由通知】

①審査官は第 13 条により実用新案登録拒絶決定をするには、その実用新案登録出願人に拒絶理由を通知し、期間を定めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。但し、第 11 条により準用される「特許法」第 51 条第 1 項に従って却下決定をする場合には、この限りではない。

〈改正 2007.1.3、2009.1.30、2014.6.11〉

②審査官は実用新案登録請求の範囲に二つ以上の請求項がある実用新案登録出願について第 1 項柱書に従って拒絶理由を通知するときは、その通知書に拒絶される請求項を明確にし、その請求項に関する拒絶理由を具体的に記さなければならない。

＜新設 2007.1.3、2009.1.30、2014.6.11＞

第 15 条【「特許法」の準用】 実用新案登録出願の審査・決定に関しては、「特許法」第 57 条、第 58 条、第 58 条の 2、第 60 条、第 61 条、第 63 条の 2、第 64 条から第 66 条まで、第 66 条の 2、第 67 条、第 67 条の 2、第 67 条の 3、第 68 条及び第 78 条を準用する。

[全文改正 2009.1.30] <改正 2013.3.22>

第 4 章 登録料及び実用新案登録等

第 16 条【登録料】

①第 21 条第 1 項による実用新案権の設定登録を受けようとする者は、設定登録を受けようとする日（以下“設定登録日”とする）から 3 年分の登録料を支払わなければならない。実用新案権者は、その次の年からの登録料を該当権利の設定登録日に該当する日を基準として毎年 1 年分毎支払わなければならない。

＜改正 2014.6.11＞

②第 1 項にもかかわらず、実用新案権者はその翌年からの登録料は、その納付年度順により数年分又は全ての年度分を一緒に支払うことができる。

＜改正 2014.6.11＞

③第 1 項及び第 2 項による登録料、その納付方法及び納付期間、その他必要な事項は、産業通商資源部令により定める。

＜改正 2013.3.23、2014.6.11＞

[全文改正 2009.1.30]

第 17 条【手数料】

①実用新案登録に関する手続きを踏む者は手数料を支払わなければならない。

＜改正 2014.6.11＞

②実用新案登録出願人でない者が出願審査の請求をした後、その実用新案登録出願書に添付した明細書を補正して請求の範囲範囲に記した請求項の数が増加した場合には、その増加した請求項に関して支払うべき審査請求料は実用新案登録出願人が支払わなければならない。

＜改正 2014.6.11＞

③第 1 項による手数料、その納付方法及び納付期間、その他必要な事項は、産業通商資源部令により定める。

＜改正 2013.3.23、2014.6.11＞

第 18 条【実用新案登録原簿】

①特許庁長は、特許庁に実用新案登録原簿を備えておき、次の各号の事項を登録する。

<改正 2014.6.11>

1. 実用新案権の設定・移転・消滅・回復又は処分の制限

2. 専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限

3. 実用新案権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限

②第1項による実用新案登録原簿は、その全部又は一部を電子的記録媒体等で作成することができる。

<改正 2014.6.11>

③第1項及び第2項で規定する事項のほか登録事項及び登録手続き等に関して必要な事項は大統領令で定める。

<改正 2014.6.11>

④登録実用新案の明細書及び図面、その他大統領令で定める書類は、実用新案登録原簿の一部とみなす。

<改正 2014.6.11>

第19条【実用新案登録証の交付】

①特許庁長は、実用新案権の設定登録を行ったときは、産業通商資源部令で定めるところにより、実用新案登録権者に対し、実用新案登録証を発行しなければならない。

<改正 2014.6.11>

②特許庁長は、実用新案登録証が実用新案登録原簿やその他の書類と合わなければ、申請により又は職権で実用新案登録証を回収して訂正発行するか、又は新しい実用新案登録証を発行しなければならない。

<改正 2014.6.11>

③特許庁長は、第33条により準用される「特許法」第136条第1項による訂正審判の審決が確定した場合、その審決に従って新しい実用新案登録証を発行しなければならない。

<改正 2014.6.11>

第20条【「特許法」の準用】 登録料及び実用新案登録については、「特許法」第80条、第81条、第81条の2、第81条の3、第83条及び第84条を準用する。

<改正 2014.6.11>

第5章 実用新案権

第21条【実用新案権の設定登録及び登録公告】

①実用新案権は、設定登録により発生する。

<改正 2014.6.11>

②特許庁長は次の各号のいずれか一つに該当する場合には、実用新案権を設定するための登録を行わなければならない。

<改正 2014.6.11>

1.第 16 条第 1 項による登録料を支払ったとき

<改正 2014.6.11>

2.第 20 条により準用される「特許法」第 81 条第 1 項により登録料を追加で支払ったとき

<改正 2014.6.11>

3.第 20 条により準用される「特許法」第 81 条の 2 第 2 項により登録料を補填したとき

<改正 2014.6.11>

4.第 20 条により準用される「特許法」第 81 条の 3 第 1 項により登録料を支払ったり、補填したとき

<改正 2014.6.11>

5.第 20 条により準用される「特許法」第 83 条第 1 項第 1 号及び同条第 2 項によりその登録料が免除されたとき

<改正 2014.6.11>

③特許庁長は、第 2 項により登録した場合には、実用新案権者の氏名・住所及び実用新案登録番号等、大統領令で定める事項を実用新案公報に掲載して登録公告をしなければならない。

<改正 2014.6.11>

④第 3 項にもかかわらず特許庁長は、第 11 条により準用される「特許法」第 41 条第 1 項により秘密扱いが必要な登録実用新案については、その考案の秘密の取扱いが解除されるときまでその実用新案登録の規定による登録公告を保留しなければならない、その考案の秘密の取扱いが解除された場合には、遅滞なく登録公告をしなければならない。

<改正 2014.6.11>

⑤特許庁長は、第 3 項による登録公告がある日から 3 ヶ月間、出願書類及びその付属物を公衆が閲覧できるようにしなければならない。

<改正 2014.6.11>

⑥第 3 項の規定による登録公告に関して、実用新案公報に掲載する事項は大統領令で定める。

<改正 2014.6.11>

第 22 条【実用新案権の存続期間】

①実用新案権の存続期間は、第 21 条第 1 項により実用新案権を設定登録した日から実用新案登録出願日後 10 年となる日までとする。

<改正 2014.6.11>

②正当な権利者の実用新案登録出願が第 11 条により準用される「特許法」第 34 条又は第 35 条により実用新案登録が登録された場合には、第 1 項の実用新案権の存続期間は、無権利者の実用新案登録出願日の翌日から起算する。

<改正 2014.6.11>

第 22 条の 2【登録遅延による実用新案権の存続期間の延長】

①実用新案登録出願について、実用新案登録出願日から 4 年または出願審査の請求日から 3 年の中遅い日より遅延され実用新案権の設定登録が行われる場合には、第 22 条第 1 項にもかかわらず、その遅延された期間ほど該当実用新案権の存続期間を延長することができる。

②第 1 項の規定を適用することにおいて、出願人により遅延された期間は、第 1 項による実用新案権の存続期間の延長から除外される。ただし、出願人により遅延された期間が重なる場合には、実用新案権の存続期間の延長から除外される期間は出願人により実際遅延された期間を超過してはならない。

③第 2 項において、“出願人により遅延された期間”に関する事項は、大統領令に定める。

④第 1 項により実用新案登録出願日から 4 年を起算する時には、第 10 条第 2 項、第 34 条第 1 項、第 40 条第 4 項及び第 11 条により準用される「特許法」第 34 条・第 35 条・第 52 条第 2 項にもかかわらず、次の各号に該当する日を実用新案登録出願日とみなす。

1. 第 10 条による変更出願の場合には、変更出願をした日
2. 第 11 条により準用される「特許法」第 34 条または第 35 条による正当な権利者の実用新案登録出願の場合には、正当な権利者が出願をした日
3. 第 11 条により準用される「特許法」第 52 条による分割
4. 第 34 条第 1 項により実用新案登録出願とみなす国際出願の場合には、第 41 条により準用される「特許法」第 203 条第 1 項各号の事項を記載した書面を提出した日
5. 第 40 条により実用新案登録出願とみなす国際出願の場合には、国際出願の出願人が第 40 条第 1 項により決定を申請した日
6. 第 1 号から第 5 号までの規定の中、いずれかの一つに該当しない実用新案登録出願に対しては、その実用新案登録出願日

<新設 2011.12.2>

第 22 条の 3【登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録出願】

①第 22 条の 2 により実用新案権の存続期間の延長登録出願をしようとする者(以下、本条及び第 22 条の 4 で“延長登録出願人”という)は、次の各号の事項を記載した実用新案権の存続期間の延長登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. 延長登録出願人の姓名及び住所(法人である場合には、その名称及び営業所の所在地)
 2. 延長登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の姓名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)である場合には、その名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の姓名)
- <改正 2013.7.30>

3. 延長対象実用新案権の登録番号

4. 延長申請の期間

5. 産業通商資源部令が定める延長理由(これを証明できる資料を添付しなければならない)
- <改正 2013.3.23>

②第1項による実用新案権の存続期間の延長登録出願は、実用新案権の設定登録日から3ヶ月以内に出願しなければならない。

③実用新案権が共有である場合には、共有者全員が共同で実用新案権の存続期間の延長登録出願をしなければならない。

④延長登録出願人は、審査官が実用新案権の存続期間の延長登録可否決定前まで延長登録出願に記載された事項の中第1項第4号及び第5号の事項に対して、補正することができる。但し、第22条の6により準用される拒絶理由通知を受けた後には、該当拒絶理由通知による意見書提出期間にだけ補正することができる。

<新設 2011.12.2>

第22条の4【登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録拒絶決定】 審査官は、実用新案権の存続期間の延長登録出願が次の各号の何れかの1つに該当する場合には、その出願に対して延長登録拒絶決定をしなければならない。

1. 延長申請の期間が第22条の2により認定される延長の期間を超過した場合
2. 延長登録出願人が該当実用新案権者ではない場合
3. 第22条の3第3項を違反して延長登録出願をした場合

<新設 2011.12.2>

第22条の5【登録遅延による実用新案権の存続期間の延長登録決定等】

①審査官は、実用新案権の存続期間の延長登録出願に対して第22条の4各号の何れかの1つに該当する事由を発見することが出来ない場合には、延長登録決定をしなければならない。

②特許庁長は、第1項の延長登録決定があれば、実用新案権の存続期間の延長を実用新案登録原簿に登録しなければならない。

③第2項による登録があれば、次の各号の事項を実用新案公報に掲載しなければならない。

1. 実用新案権者の姓名及び住所(法人の場合には、その名称及び営業所の所在地)
2. 実用新案権の登録番号
3. 延長登録年月日
4. 延長期間

<新設 2011.12.2>

第 22 条 6 【準用規定】 実用新案権の存続期間の延長登録出願の審査に関しては、第 14 条、「特許法」第 57 条第 1 項・第 67 条・第 148 条第 1 号から第 5 号まで及び同条第 7 号を準用する。

<新設 2011.12.2>

第 23 条 【実用新案権の効力】 実用新案権者は、業として登録実用新案を実施する権利を独占する。但し、その実用新案権に関して第 28 条により準用される「特許法」第 100 条第 1 項により専用実施権を設定したときは、同条第 2 項に従い専用実施権者がその登録実用新案を実施する権利を独占する範囲においては、この限りでない。

<改正 2014.6.11>

第 24 条 【実用新案権の効力が及ばない範囲】 実用新案権の効力は、次の各号のいずれか一つに該当する事項には及ばない。

1. 研究又は試験を行うための登録実用新案の実施
2. 国内を通過するに過ぎない船舶・航空機・車両又はこれらに使用する機械・器具・装置その他の物
3. 実用新案登録出願時から国内にある物

第 25 条 【他人の登録実用新案等との関係】 実用新案権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録実用新案がその登録実用新案の実用新案登録出願日前に出願された他人の登録実用新案・特許発明若しくは登録デザイン、若しくはその意匠と類似したデザインを利用するか、又は実用新案権がその登録実用新案の実用新案登録出願日前に出願された他人のデザイン権又は商標権と抵触する場合は、その実用新案権者・特許権者・デザイン権者又は商標権者の許諾を受けずには、自己の登録実用新案を業として実施することができない。

<改正 2014.6.11>

第 26 条 【無効審判請求前の実施による通常実施権】

① 次の各号のいずれか一つに該当する者が、実用新案登録又は特許に対する無効審判請求の登録前に、自己の登録実用新案又は特許発明が無効事由に該当することを知らないで、国内において、その考案又は発明の実施事業を行うか、又はこれを準備をしている場合、その実施するか、準備している考案又は発明及び事業目的の範囲において、その実用新案権について通

常実施権を有するか、又は実用新案登録や特許が無効となった当時に存在する実用新案権の専用実施権について通常実施権を有する。

<改正 2014.6.11>

1.同じ考案の複数の実用新案登録のうち、その一つの実用新案登録を無効にした場合は、その無効にされた実用新案登録の円(原)実用新案権者

<改正 2014.6.11>

2.登録実用新案と特許発明が同一であり、その特許を無効にした場合は、その無効とされた特許の原特許権者

<改正 2014.6.11>

3.実用新案登録を無効にして同一の考案について正当な権利者に実用新案登録をした場合は、その無効とされた実用新案登録の原実用新案権者

<改正 2014.6.11>

4.特許を無効にしてその発明と同一の考案について正当な権利者に実用新案登録をした場合は、その無効にされた特許の原特許権者

<改正 2014.6.11>

5.第1号から第4号までの場合において、その無効とされた実用新案権又は特許権について無効審判請求の登録の当時に既に専用実施権や通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施権を取得し、登録を受けた者。ただし、第28条により準用される「特許法」第118条第2項による通常実施権を取得した者は、登録を必要としない。

<改正 2014.6.11>

②第1項により通常実施権を有する者は、実用新案権者又は専用実施権者に相当した対価を支払わなければならない。

<改正 2014.6.11>

第27条【デザイン権の存続期間満了後の通常実施権】

①実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同日に出願され登録されたデザイン権がその実用新案権と抵触する場合、そのデザイン権の存続期間が満了するときには、その意匠権者は、その意匠権の範囲内で、その実用新案権について通常実施権を持つか、そのデザイン権の存続期間の満了時に存在している、その実用新案権の専用実施権について通常実施権を有する。

<改正 2014.6.11>

②実用新案登録出願日前又は実用新案登録出願日と同じ日に出願されて登録された意匠権がその実用新案権と抵触する場合、その意匠権の存続期間が満了するときは、次の各号のいずれかの権利を有する者は、原権利の範囲内で、その実用新案権について通常実施権を持つか、その意匠権の存続期間の満了時に存在している、その実用新案権の専用実施権について通常実施権を有する。

<改正 2013.5.28、2014.6.11>

1.その意匠権の存続期間の満了時に存在している、その意匠権の専用実施権

2.同意匠権や同意匠権の専用実施権について「意匠保護法」第 104 条第 1 項により効力が発生した通常実施権

③第 2 項により通常実施権を有する者は、実用新案権者又は専用実施権者に相当の対価を支払わなければならない。

〈改正 2014.6.11〉

第 28 条【「特許法」の準用】「特許法」第 97 条、第 99 条から第 103 条まで、第 106 条、第 106 条の 2、第 107 条から第 111 条まで、第 111 条の 2、第 112 条から第 115 条まで、第 118 条から第 125 条まで及び第 125 条の 2 を準用する。

〈改正 2011.12.2、2014.6.11〉

第 6 章 実用新案権者の保護

第 29 条【侵害とみなす行為】登録実用新案に関する物品の生産にのみ使用する物を業として生産・譲渡・貸渡し、若しくは輸入するか、又は業としてその物の譲渡若しくは貸渡しの請約をする行為は、実用新案権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

第 30 条【「特許法」の準用】実用新案権者の保護に関しては、「特許法」第 126 条、第 128 条及び第 130 条から第 132 条までを準用する。

〈改正 2014.6.11〉

第 7 章 審判・再審及び訴訟

第 31 条【実用新案登録の無効審判】

①利害関係人又は審査官は、実用新案登録が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、無効審判を請求することができる。この場合、実用新案登録請求範囲の請求項が 2 以上であるときには請求項ごとに請求することができる。但し、実用新案権の設定登録がある日から登録公告日後 3 月以内に何人も次の各号（第 5 号を除外する）のいずれか一つに該当するという理由で無効審判を請求することができる。

1.第 4 条、第 6 条、第 7 条第 1 項から第 3 項まで、第 8 条第 3 項第 1 号・同条第 4 項又は第 3 条の規定によって準用される「特許法」第 25 条の各規定に違反する場合

〈改正 2011.3.30〉

2.実用新案登録後、その実用新案権者が第 3 条の規定により準用される「特許法」第 25 条の規定により実用新案権を享有することができない者となるか、又はその実用新案登録が条約に違反する事由が発生した場合

3.条約の規定に違反して実用新案登録を受けることができない場合

4.第 10 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した変更出願である場合

5.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 33 条第 1 項本文の規定による実用新案登録を受けることができる権利を有さないか、又は同法第 44 条の規定に違反する場合

6.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 33 条第 1 項但し書の規定によって実用新案登録を受けることができない場合

7.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 47 条第 2 項の規定による範囲を逸脱した補正である場合

8.第 11 条の規定により準用される「特許法」第 52 条第 1 項の規定による範囲を逸脱した分割出願である場合

②第 1 項の規定による審判は、実用新案権が消滅した後でも、これを請求することができる。

③実用新案登録を無効とするという審決が確定したときは、その実用新案権は初めから存在しなかったものとみなす。但し、第 1 項第 2 号の規定により実用新案登録を無効とするという審決が確定したときは、実用新案権は、その実用新案登録が同号に該当するに至ったときからなかったものとみなす。

④審判長は、第 1 項の審判の請求があるときには、その趣旨をその実用新案権の専用実施権者、その他実用新案登録に関して登録をした権利を有する者に通知しなければならない。

第 31 条の 2 【実用新案権の存続期間の延長登録の無効審判】

①利害関係人または審査官は、第 22 条の 5 による実用新案権の存続期間の延長登録が次の各号の何れかの 1 つに該当する場合には無効審判を請求することができる。

1. 延長登録により延長された期間が第 22 条の 2 により認定される延長の期間を超過した場合

2. 該当実用新案権者ではない者の出願に対して延長登録された場合

3. 第 22 条の 3 第 3 項を違反した出願に対して延長登録された場合

②第 1 項の審判の請求に関しては、第 31 条第 2 項及び第 4 項を準用する。

③延長登録を無効とするという審決が確定された場合には、その延長登録による存続期間の延長は初めからなかったものとみなす。但し、延長登録が第 1 項第 1 号に該当して無効となった場合には、第 22 条の 2 により認定される延長の期間を超過して延長された期間のみに対して、延長がなかったものとみなす。

<新設 2011.12.2>

第 32 条 【通常実施権の許与の審判】

①実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者は、その登録実用新案が第 25 条に該当して実施の許諾を受けようとする場合に、その他人が正当な理由なしに許諾しないか、又はその他人の許諾を受けることができないときは、自己の登録実用新案の実施に必要な範囲で、通常実施権許諾の許与の審判を請求することができる。

<改正 2014.6.11>

②第 1 項定による請求がある場合に、その登録実用新案が、その実用新案登録出願日に出願された他人の登録実用新案又は特許発明との比較して相当の経済的価値があり、重要な技術的進歩をもたらすものでない限り、通常実施権を許諾してはならない。

<改正 2014.6.11>

③第 1 項による審判に応じて通常実施権を許諾した者が、その通常実施権を許諾を受ける者の登録実用新案を実施する必要がある場合は、その通常実施権を許諾された者が実施を許諾していないか、または実施の許諾を受けることができないときは、通常実施権を許諾受けて実施する登録実用新案の範囲で通常実施権許諾の審判を請求することができる。

<改正 2014.6.11>

④第 1 項及び第 3 項により通常実施権を許諾された者は、実用新案権者、特許権者、意匠権者又はその専用実施権者に対価を支払わなければならない。但し、自己が責任を負うことができない事由で支給することができない場合は、その対価を供託しなければならない。

<改正 2014.6.11>

⑤第 4 項による通常実施権者は、その対価を支払わないか、又は供託をしない場合、その登録実用新案、特許発明又は登録デザインやそれに類似したデザインを実施することができない。

<改正 2014.6.11>

第 33 条【「特許法」の準用】 実用新案に関する審判・再審及び訴訟に関しては、「特許法」第 132 条の 3、第 133 条の 2、第 135 条から第 137 条まで、第 139 条、第 140 条、第 140 条の 2、第 141 条から第 153 条まで、第 153 条の 2、第 154 条から第 166 条まで、第 170 条から第 172 条まで、第 176 条、第 178 条から第 188 条まで、第 188 条の 2、第 189 条から第 191 条まで及び第 191 条の 2 を準用する。

[全文改正 2009.1.30]

第 8 章「特許協力条約」による国際出願

第 34 条【国際出願による実用新案登録出願】

①「特許協力条約」により国際出願日が認定された国際出願であって、実用新案登録を受けるために大韓民国を指定国として指定した国際出願は、その国際出願日に出願された実用新案登録出願とみなす。

<改正 2014.6.11>

②第 1 項の規定による実用新案登録出願としてみなす国際出願(以下、“国際実用新案登録出願”とする)については、第 8 条の 2、第 8 条の 3、及び第 11 条により準用される「特許法」第 54 条を適用しない。

<改正 2014.6.11>

第 34 条の 2【国際実用新案登録出願の出願書等】 <新設 2014.6.11>

①国際実用新案登録出願の国際出願日までに提出された願書は、第 8 条第 1 項により提出された実用新案登録出願書とみなす。

②国際実用新案登録出願の国際出願日までに提出された考案の説明、請求の範囲及び図面は、第 8 条第 2 項による実用新案登録出願書に最初に添付された明細書及び図面とみなす。

③国際実用新案登録出願については、次の各号の区分による要約書または韓国語翻訳文を第 8 条第 2 項による要約書とみなす。

1.国際実用新案登録出願の要約書を国語で記す場合：国際実用新案登録出願の要約書

2.国際実用新案登録出願の要約書を外国語で記す場合：第 35 条第 1 項により提出された国際実用新案登録出願の要約書の韓国語翻訳文(第 35 条第 3 項柱書により新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、最後に提出した国際実用新案登録出願の要約書の韓国語翻訳文をいう。)

第 35 条【国際実用新案登録出願の翻訳文】

①国際実用新案登録出願を外国語で出願した出願人は、「特許協力条約」第 2 条(xi)の優先日(以下、“優先日”とする)から 2 年 7 ヶ月(以下、“国内書面提出期間”とする)以内に、次の各号の韓国語翻訳文を、特許庁長に提出しなければならない。ただし、韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいという趣旨を、第 41 条により準用される「特許法」第 203 条第 1 項による書面に記して、国内書面提出期間の満了日前 1 ヶ月からその有効期限までに提出した場合(その書面を提出する前に、韓国語翻訳文を提出した場合は除く)には、国内書面提出期間満了日から 1 ヶ月になる日まで韓国語翻訳文を提出することができる。

<改正 2014.6.11>

1.国際出願日までに提出した考案の説明、請求の範囲及び図面(図面の中の説明部分に限る)の韓国語翻訳文

<新設 2014.6.11>

2.国際実用新案登録出願の要約書の韓国語翻訳文

<新設 2014.6.11>

②第 1 項にかかわらず、国際実用新案登録出願を外国語で出願した出願人が「特許協力条約」第 19 条(1)により請求の範囲に関する補正をした場合には、国際出願日までに提出された請求の範囲の韓国語翻訳文を補正後の請求の範囲の韓国語翻訳文に置き換えて送信することができる。

<改正 2014.6.11>

③第 1 項により韓国語翻訳文を提出した出願人は、国内書面提出期間(第 1 項各号以外の但し書きにより趣旨を記載した書面が提出された場合には、延長された韓国語翻訳文の提出期間をいう。以下、この条において同じ。)に、その韓国語翻訳文を替えて新しい韓国語翻訳文を提出することができる。但し、出願人が出願審査の請求を行った後は、この限りでない。

<改正 2014.6.11>

④第 1 項による出願人が国内書面提出期間に第 1 項による考案の説明及び請求の範囲の韓国語翻訳文を提出しなければ、その国際実用新案登録出願を取り下げたものとみなす。

<改正 2014.6.11>

⑤実用新案登録出願人が国内書面提出期間の満了日(国内書面提出期間に出願人が出願審査の請求をした場合には、その請求日をいい、以下「基準日」という。)までの第 1 項により考案の説明、請求の範囲及び図面(図面の中の説明部分に限る)の韓国語翻訳文(第 3 項柱書により新しい韓国語翻訳文を提出した場合には、最後に提出した韓国語翻訳文をいう。以下、この条において「最終的な韓国語翻訳文」とする)を提出した場合には、国際出願日までに提出した考案の説明、請求の範囲及び図面(図面の中の説明部分に限る)を最終韓国語翻訳文により国際出願日に第 11 条により準用される「特許法」第 47 条 1 項による補正をしたものとみなす。

<改正 2014.6.11>

⑥実用新案登録出願人は、第 11 条により準用される「特許法」第 47 条第 1 項及び同法第 41 条により準用される「特許法」第 208 条第 1 項により補正することができる期間に最終韓国語翻訳文の誤った翻訳を産業通商資源部令で定める方法により訂正することができる。この場合、訂正された韓国語翻訳文に関しては、第 5 項を適用しない。

<改正 2014.6.11>

⑦第 2 項により補正後の請求の範囲の韓国語翻訳文を提出する場合には、第 41 条により準用される「特許法」第 204 条第 1 項及び第 2 項を適用しない。

<改正 2014.6.11>

⑧第 1 項但し書の規定により補正後の請求の範囲についての国語翻訳文のみを提出する場合は、国際出願日に提出した請求の範囲はこれを認めない。

第 36 条【図面の提出】

①国際実用新案登録出願の出願人は国際出願日に提出した国際出願が図面を含まない場合は、基準日までに図面(図面に関する簡単な説明を含む)を特許庁長に提出しなければならない。

②特許庁長は基準日までに第 1 項による図面の提出がない場合は、国際実用新案登録出願の出願人に期間を定めて図面の提出を命じることができる。基準日までに第 35 条第 1 項又は第 3 項による図面の韓国語翻訳文の提出がない場合も同様とする。

<改正 2014.6.11>

③特許庁長は第 2 項による、図面の提出命令を受けた者がその指定された期間に図面を提出しない場合には、その国際実用新案登録出願を無効とすることができる。

<改正 2014.6.11>

④出願人が第 1 項又は第 2 項により図面及び図面の韓国語翻訳文を提出した場合には、その図面及び図面の韓国語翻訳文により、第 11 条により準用される「特許法」第 47 条第 1 項による補正をしたものとみなす。この場合、「特許法」第 47 条第 1 項の補正期間は、図面の提出に適用しない。

<改正 2014.6.11>

第 37 条【変更出願時期の制限】「特許法」第 199 条第 1 項により国際出願日に出願された特許出願とみなす国際出願を基礎にして実用新案登録出願として変更出願をする場合は、同法第 10 条第 1 項にもかかわらず、「特許法」第 82 条第 1 項による手数料を支払って、同法第 201 条第 1 項による韓国語翻訳文(国語で出願された国際特許出願の場合は除く)を提出した後(「特許法」第 214 条 4 項により国際出願日として認定することができた日に出願されたものとみなす国際出願を基礎にする場合には同項による決定があった後)にのみ変更出願を行うことができる。

<改正 2014.6.11>

第 38 条【出願審査請求時期の制限】国際実用新案登録出願に関しては、第 12 条第 2 項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ出願審査の請求をすることができる。

1.国際実用新案登録出願の出願人が出願審査の請求をしようとする場合は、第 35 条第 1 項により韓国語翻訳文を提出して(国語で出願された国際実用新案登録出願の場合は除く)第 17 条第 1 項による手数料を出した後

2.国際実用新案登録出願の出願人でない者が出願審査の請求をしようとする場合は、国内書面提出期間(第 35 条第 1 項各号以外の部分但し書により韓国語翻訳文の提出期間を延長してほしいという趣旨を記載した書面が提出された場合には、延長された韓国語翻訳文の提出期間をいう。)が経過した後

<改正 2014.6.11>

第 39 条【実用新案登録の無効審判の特例】<削除 2014.6.11>

第 40 条【決定により実用新案登録出願となる国際出願】

①国際出願の出願人は、「特許協力条約」第 4 条(1)(ii)の指定国に大韓民国を含む国際出願(実用新案登録出願のみ該当する)が次の各号の何れか一つに該当する場合、産業通商資源部令で定める期間に産業通商資源部令が定めるところに従い、特許庁長に同条約第 25 条(2)(a)による決定をしてくれるように申請をすることができる。<改正 2009.1.30、2013.3.23>

1.「特許協力条約」第 2 条(x v)の受理官庁がその国際出願について同条約第 25 条(1)(a)による拒否をする場合

2.「特許協力条約」第 2 条(x v)の受理官庁がその国際出願について同条約第 25 条(1)(a)又は(b)による宣言をする場合

3.「特許協力条約」第 2 条(xix)の国際事務局がその国際出願について同条約第 25 条(1)(a)による認定をした場合

②第 1 項の申請をしようとする者は、その申請の際、考案の説明、請求範囲又は図面(図面中の説明部分に限定する)、その他産業通商資源部令で定める国際出願に関する書類の韓国語翻訳文を特許庁長に提出しなければならない。

<改正 2013.3.23、2014.6.11>

③特許庁長は、第 1 項の規定による申請があれば、その申請に関する拒否・宣言又は認定が「特許協力条約」及び同条約の規則に従って正当であるか否かの決定をしなければならない。

<改正 2014.6.11>

④特許庁長は、第 3 項により拒否・宣言又は認定が「特許協力条約」と同じ条約の規則により正当になされたものではない決定をした場合には、その決定に関する国際出願は、その国際出願について拒否・宣言または認定がなければ、国際出願日と認められた日に出願された実用新案登録出願とみなす。

<改正 2014.6.11>

⑤特許庁長は、第 3 項による正当性可否の決定をする場合は、その決定の謄本を国際出願の出願人に送達しなければならない。

<新設 2007.1.3> <改正 2014.6.11>

⑥第 4 項により実用新案登録出願とみなす国際出願に関しては、第 34 条第 2 項、第 34 条の 2、第 35 条第 5 項から第 7 項まで、第 38 条、第 41 条により準用される「特許法」第 200 条、第 202 条第 1 項、第 2 項及び第 208 条を準用する。

<改正 2007.1.3、2014.6.11>

⑦第 4 項により実用新案登録出願とみなす国際出願に関する出願公開に関しては、第 15 条により準用される「特許法」第 64 条第 1 項中「次の各号の区分による日」とは、“第 35 条第 1 項の優先日”とみなす

<改正 2007.1.3、2014.6.11>

第 41 条【「特許法」の準用】「特許法」第 192 条乃至第 198 条、198 条の 2、第 200 条、第 202 条乃至 208 条及び第 211 条の規定は、国際実用新案登録出願に関してこれを準用する。

<改正 2014.6.11>

第 9 章 補 則

第 42 条【実用新案公報】

①特許庁長は、大統領令に定めるところにより実用新案公報を発行しなければならない。

<改正 2013.3.22>

②実用新案公報は産業通商資源部令で定めるところにより、電子的媒体で発行することができる。

<改正 2014.6.11>

③特許庁長は、電子的媒体で実用新案公報を発行する場合は、情報通信網を活用して実用新案公報の発行事実・主要目録及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

第 43 条【専門機関等の役・職員に対する公務員擬制】 第 15 条により準用される「特許法」第 58 条第 1 項による専門機関又は第 44 条により準用される「特許法」第 217 条の 2 第 3 項による特許文書電子化機関の職員、または従業員であった人は、この法律第 46 条を適用する場合には、特許庁所属職員または職員であった者とみなす。

<改正 2009.1.30、2014.6.11>

第 44 条【「特許法」の準用】 実用新案に 関しては、「特許法」第 215 条、第 215 条の 2、第 216 条、第 217 条、第 217 条の 2、第 218 条から第 220 条まで、第 222 条から第 224 条まで及び第 224 の 2 から第 224 条の 5 までの規定を準用する。

<改正 2011.12.2>

第 10 章 罰 則

第 45 条【侵害罪】

①実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

<改正 2014.6.11>

第 46 条【秘密漏洩の罪等】 特許庁又は特許審判院の職員又はその職にあった者がその職務上知ることになった実用新案登録出願中の考案(国際出願中の考案を含む)に関して秘密を漏らすか、又は盗用したときは、5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金に処する。<改正 2009.1.30>

[第 49 条から移動、以前の第 46 条は第 47 条に移動<2009.1.30>]

<改正 2014.6.11>

第 47 条【偽証罪】

①第 33 条及び「特許法」第 157 条第 2 項により準用される「民事訴訟法」に従って宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して偽りの陳述・鑑定又は通訳をした場合は、5 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金に処する。

<改正 2014.6.11>

②第 1 項による罪を犯した者がその事件の審決が確定する前に自首した場合は、その刑を減輕、又は免除することができる。

[第 46 条から移動、以前の第 47 条は第 48 条に移動]

<改正 2009.1.30、2014.6.11>

第 48 条【虚偽表示の罪】第 44 条により準用される「特許法」第 224 条第 1 号から第 3 号までの規定に違反した者は、3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処する。

[第 47 条から移動、以前の第 48 条は第 49 条に移動

<2009.1.30、2014.6.11>

第 49 条【詐偽行為の罪】虚偽その他不正な行為に実用新案登録又は審決を受けた者は 3 年以下の懲役又は 2 千万ウォン以下の罰金に処す。

[第 48 条から移動、以前の第 49 条は第 46 条に移動

<改正 2009.1.30、2014.6.11>

第 49 条の 2【秘密維持命令違反罪】

①国内外で正当な事由なしで、第 44 条により準用される「特許法」第 224 条の 3 第 1 項による秘密維持命令を違反した者は、5 年以下の懲役または 5 千万ウォン以下の罰金に処する。

②第 1 項の罪は、秘密維持命令を申請した者の告訴がなければ控訴を提起することが出来ない。

<新設 2011.12.2>

第 50 条【両罰規定】法人の代表者や法人又は個人の代理人・使用人その他の従業員が、その法人又は個人の業務について、第 45 条第 1 項・第 48 条又は第 49 条の違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人には次の各号の区分による罰金刑を、その個人に対しては各該当条の罰金刑を科する。

<改正 2009.1.30>

1.第 45 条第 1 項の場合:3 億ウォン以下の罰金

<改正 2014.6.11>

2.第 48 条又は第 49 条の場合:6 千万ウォン以下の罰金

<改正 2014.6.11>

第 51 条【没収等】

①第 45 条第 1 項に該当する侵害行為を組成した物品、又はその侵害行為により生じた物品は没収するか、又は被害者の請求によりその物品を被害者に交付することを宣告することができる。

<改正 2014.6.11>

②被害者は、第 1 項による物品を受けた場合には、その物品の価額を超える損害額のみ、賠償を請求することができる。

<改正 2014.6.11>

第 52 条【過料】

①次の各号のいずれか一つに該当する者には、50 万ウォン以下の過怠料を賦課する。

<改正 2014.6.11>

1.「民事訴訟法」第 299 条第 2 項及び同法第 367 条により宣誓した者であって特許審判院に対し偽りの陳述をした者

〈改正 2014.6.11〉

2.特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して、書類やその他の物品提出又は提示を命じられた者であって正当な理由なくその命令に従わなかった者

〈改正 2014.6.11〉

3.特許審判院から証人・鑑定人又は通訳人として召喚を受けた者であって正当な理由なく召喚に従わないか、又は宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者

〈改正 2014.6.11〉

②第 1 項による過怠料は、大統領令で定めるところにより、特許庁長が賦課・徴収する。

〈改正 2014.6.11〉

③〈削除 2011.12.2〉

④〈削除 2011.12.2〉

⑤〈削除 2011.12.2〉

附 則〈1998.9.23〉

第 1 条【施行日】この法律は、1999 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条に準用している特許法第 28 条の 2 乃至第 28 条の 5 の規定は 1999 年 1 月 1 日から適用し、この法第 59 条第 6 項の中の韓国語によって出願された国際実用新案登録出願の明細書・請求の範囲・図面及び要約書の効力についての規定、第 65 条第 1 項の中の韓国語によって出願された国際実用新案登録出願に対する翻訳文提出免除に係る規定、第 72 条に準用している特許法第 210 条の中の韓国語によって出願された国際特許出願に対する翻訳文提出免除に係る規定と、第 72 条に準用している特許法第 193 条第 1 項及び同法第 198 条の 2 の規定は、特許協力条約第 16 条(3)(b)の規定により、大韓民国政府が国際調査機関の選定と関連して、国際事務局と締結する協定が発効される日から適用する。

第 2 条【一般的経過措置】この法律施行当時、従前の規定により出願された実用新案登録出願及び同実用新案登録出願についての審査、実用新案登録、実用新案権、実用新案登録異議の申立て、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。

第 3 条【電子文書による実用新案関連手続の処理に係る適用例】第 4 条に準用している特許法第 28 条の 3 乃至第 28 条の 5、及びこの法律第 77 条に準用する特許法第 217 条の 2 第 5 項の規定は、1999 年 1 月 1 日以後最初に出願される実用新案登録出願から適用する。

第 4 条【実用新案登録要件についての適用例】第 5 条第 3 項の規定はこの法律の施行後に実用新案登録出願した考案(以下、本条では“後出願考案”という)が、この法律施行前に実用

新案登録出願をして、後出願考案の出願日後に出願公開された実用新案登録出願の出願書に添付した明細書、又は図面に記載された考案と同じ場合にもこれを適用する。

第 5 条【従前の実用新案登録出願に係わる新法適用の特例】

①附則第 2 条の規定にかかわらず、この法律の施行当時に特許庁に係属中である実用新案登録出願(この法律施行日現在、当該実用新案登録出願の出願日から 6 年を経過した出願を除く)について、出願人の申請がある場合、当該実用新案登録出願についてはこの法律の規定を適用する。

②第 1 項の規定により、この法律の適用を受けるために申請をしようとする者は、この法律の施行日から 1 年以内に産業資源部令によって定められたことにより、特許庁長に申請書を提出しなければならない。ただし、従前の第 36 条第 1 項又は従前の第 44 条第 4 項の規定により、実用新案登録出願とみなされた国際出願に対するこの法律の適用の申請は、申請当時に従前の第 37 条第 1 項及び従前の第 38 条の規定により翻訳文及び書面を提出し、従前の第 17 条第 1 項の規定により手数料を納付した場合に限る。

③第 1 項の規定により、この法律が適用されることになった実用新案登録出願は、当初の実用新案登録出願の出願日に出願されたものとみなし、当初の実用新案登録出願は第 1 項の規定により申請日に取り下げられたものとみなす。

④第 1 項の規定により、この法律が適用されることになった実用新案登録出願の出願書に添付した明細書・図面又は要約書の補正は、第 13 条第 1 項のただし書の規定にかかわらず、第 2 項の規定により申請書を提出した日から第 13 条第 1 項のただし書の規定により産業資源部令において定められた期間内にこれを行うことができる。

第 6 条【他の法律の改正】

①発明振興法の中で、次の通りに改正する。第 14 条の中で、“実用新案法第 11 条”とあるのは“実用新案法第 20 条”とする。

②法源組織法の中で、次の通りに改正する。第 28 条の 4 第 1 号及び第 54 条の 2 第 2 項の中で、“実用新案法第 35 条”とあるのは、其々“実用新案法第 55 条”とする。

附 則<2001.2.3>

①【施行日】 この法律は、2001 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条、第 19 条第 1 項、第 28 条の 2 の中で、特許法第 141 条及び第 142 条についての部分、第 31 条第 2 項・第 3 項、第 77 条に準用している特許法第 217 条第 1 項のただし書及び第 83 条の改正規定は、公布した日から施行する。

②【実用新案登録要件についての適用例】 第 5 条第 1 項第 2 号及び第 6 条第 1 項第 1 号他目の改定規定はこの法律施行後に最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

③【**一般的経過措置**】 この法律施行当時、従前の規定により提出された実用新案登録出願についての基礎的要件審査・実用新案登録・実用新案権・実用新案登録異議の申立て・審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。ただし、次の各号の一に該当する場合にはこの限りではない。

1.実用新案技術評価をするにおいては、第 27 条第 4 項の改正規定に準用している特許法第 77 条第 3 項を適用する。この場合、同法同条同項に準用している同法第 136 条第 9 項に限りこれを適用する。

2.技術評価請求書を却下するにおいては、第 28 条の 2 の改定規定に準用している特許法第 141 条を適用する。

3.登録料の追納により実用新案権を遡及して存続擬制するにおいては、第 29 条の 3 の改正規定を適用する。

4.実用新案登録異議の申立てをするにおいては、第 48 条に準用している特許法第 77 条第 3 項を適用する。この場合、同法同条同項に準用している同法第 136 条第 9 項に限りこれを適用する。

5.実用新案登録の無効審判を請求するにおいては、第 49 条の 2 第 1 項乃至第 3 項の改定規定、同条第 4 項の改定規定に準用している第 51 条第 2 項乃至第 4 項・第 6 項乃至第 10 項及び第 55 条第 1 項・第 2 項・第 5 項を其々適用する。

附 則< 2002.1.26 >

第 1 条（施行日） この法律は 2005 年 9 月 1 日 から施行する。

附 則<2002.12.11>

①【**施行日**】 この法律は、公布後 5 月が経過した日から施行する。ただし、第 59 条第 1 項の改定規定は公布後 3 月が経過した日から施行する。

②【**実用新案技術評価の処理に係る適用例**】 第 28 条の 2 の改定規定は、この法律施行後に最初に申請される実用新案技術評価から適用する。

③【**国際実用新案登録出願の国内書面提出期間についての経過措置**】 この法律の施行当時、国内書名提出期間が経過した国際実用新案登録出願については、第 59 条第 1 項の改定規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則<7872 号、2006.3.3>

第 1 条【施行日】 この法律は、2006 年 10 月 1 日から施行する。但し、第 5 条、第 7 条第 4 項但し書、第 52 条の改正規定及び附則第 3 条但し書の規定は公布した日から施行する。

第 2 条【実用新案登録要件等に関する適用例】 第 4 条第 1 項第 1 号、第 5 第 1 項及び第 7 条第 4 項の改正規定はそれぞれ同規定の施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 3 条【一般的経過措置】 この法律施行当時、従前の規定により提出された実用新案登録出願及び実用新案登録出願に関する審査、実用新案登録、実用新案権、審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、この限りでない。

1.実用新案技術評価をするにおいては、従前の第 27 条第 4 項で準用する「特許法」第 77 条第 3 項の規定を適用する。

2.実用新案登録異議申立てを行うことにおいては、従前の第 48 条で準用する「特許法」第 77 条第 3 項の規定を適用する。

第 4 条【実用新案登録異議申立てに関する経過措置】 2007 年 6 月 30 日までの実用新案登録異議申立てに関しては従前の規定を適用する。

第 5 条【他の法律の改正】

①法院組織法一部を次の通り改正する。

第 28 条の 4 第 1 号及び第 54 条の 2 第 2 項中“実用新案法 第 55 条”をそれぞれ“「実用新案法」 第 33 条”とする。

②技術移転促進法一部を次の通り改正する。

第 15 条第 2 項本文中“実用新案法 第 34 条”を「実用新案法」第 20 条”とする。

附 則<8193 号、2007.1.3>

第 1 条【施行日】 この法律は、2007 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条【実用新案登録出願等に関する適用例】 第 8 条、第 12 第 2 項但し書及び第 13 条第 4 号の改正規定はこの法律施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 3 条【実用新案登録無効審判手続きでの実用新案登録の訂正に関する適用例】 第 33 条で準用する「特許法」第 133 条の 2 の改正規定は、この法律施行後最初に実用新案登録無効審判を請求するものから適用する。

第 4 条【権利範囲確認審判における説明書及び図面の補正に関する適用例】 第 33 条で準用する「特許法」第 140 条第 2 項第 2 号の改正規定は、この法律施行後最初に権利範囲確認審判を請求するものから適用する。

第 5 条【一般的経過措置】 この法律施行当時、従前の規定により提出された実用新案登録出願及び実用新案登録出願に対する審査・審査・審判・再審及び訴訟は、従前の規定に従う。

附 則<8852 号、2008.2.29>

第 1 条(施行日) この法は、公布した日から施行する。但し、・・・<省略>・・・、附則第 6 条によって改正される法律中、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行の日から施行する。

第 2 条乃至第 5 条 省略

第 6 条【他の法律の改正】①について<745>まで省略

<746> 実用新案法の一部を次の通り改正する。

第 8 条第 3 項・第 9 項、第 16 条第 2 項、第 17 条第 3 項、第 40 条第 1 項・第 2 項及び第 42 条第 2 項中“産業資源部令”を各々“知識経済部令”とする。

<747>乃至<760> 省略

第 7 条 省略

附 則<9234 号、2008.12.26>

この法は、公布された日から施行する。

附 則<第 9371 号、2009.1.30>

①【施行日】 この法は、2009 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 4 条第 4 項、第 11 条、第 14 条第 2 項、第 40 条、第 43 条、第 46 条から第 50 条までの改正規定は公布した日から施行する。

②【国語で出願した国際実用新案登録出願の実用新案登録の要件等に関する適用例】 第 4 条第 4 号の改正規定は 2009 年 1 月 1 日以後最初に国語で出願する国際実用新案登録出願から適用する。

③【登録料の追加納付又は補填等に関する適用例】 第 16 条の改正規定は、この法律施行後最初に登録料を納付するものから適用する。

④【一般的な経過措置】 この法律施行当時以前の規定により出願された実用新案登録出願については以前の規定による。

附 則 <法律第 10502 号、2011.3.30>

①【**施行日**】 この法は 2011 年 7 月 1 日から施行する。

②【**実用新案登録出願などに関する適用例**】 第 8 条及び第 31 条の改正規定はこの法施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

附 則 <法律 第 11114 号、2011. 12. 2>

第 1 条 【**施行日**】 この法は、「大韓民国と米合衆国間の自由貿易協定及び大韓民国とアメリカ合衆国間の自由貿易協定に関する書簡交換」が発効される日から施行する。

第 2 条 【**公知などにならない考案とみなす場合に関する適用例**】 第 5 条の改正規定は、この法施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 3 条 【**登録遅延による実用新案権の存続期間の延長などに関する適用例**】 第 20 条で準用する「特許法」第 83 条、第 33 条で準用する「特許法」第 132 条の 3、第 139 条、第 165 条、第 176 条及び第 187 条と第 22 条の 2 から第 22 条の 6 まで及び第 31 条の 2 の改正規定は、この法施行後最初に出願する実用新案登録出願から適用する。

第 4 条 【**秘密維持命令などに関する適用例**】 第 44 条の改正規定で準用する「特許法」第 224 条の 3 から第 224 条の 5 までの改正規定は、この法施行後最初に実用新案権または専用実施権の侵害に関する訴訟が提起されものから適用する。

第 5 条 【**実用新案権取消の廃止による経過措置**】 この法施行前に従来第 28 条により準用される「特許法」第 116 条による実用新案権の取消事由が発生したものに対する実用新案権の取消に関しては、従来規定に従う。

附 則 <法律 第 11653 号、2013.3.22>

第 1 条 【**施行日**】 この法は、2013 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 10 条第 6 項及び第 12 条第 3 項の改正規定は、公布した日から施行する。

第 2 条 【**変更出願に関する適用例**】 第 10 条第 6 項の改正規定は、同改正規定施行後出願した変更出願から適用する。

第 3 条 【**実用新案登録出願の回復に関する適用例**】 第 15 条の改正規定は、この法施行後出願した実用新案登録出願から適用する。

第 4 条 【**実用新案登録の要件に関する経過措置**】 この法施行前に従来の規定により出願した実用新案登録出願に対しては、第 4 条第 1 項第 2 号の改正規定にもかかわらず、従来の規定に従う。

附 則 <法律 第 11690 号、2013.3.23>(政府組織法)

第 1 条 【施行日】

- ① この法は公布した日から施行する。
- ② 省略

第 2 条から第 5 条まで 省略

第 6 条 【他の法律の改正】

- ① から<458>まで省略

<459> 実用新案法一部を次の通り改正する。

第 8 条第 3 項第 1 号、同条第 9 項、第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項、第 22 条の 3 第 1 項第 5 号、第 40 条第 1 項各号外の部分、同条第 2 項及び第 42 条第 2 項中“知識経済部令”を各々“産業通商資源部令”とする。

<460>から<710>まで省略

第 7 条 省略

附 則 <法律 第 11848 号、2013.5.28>(デザイン保護法)

第 1 条 【施行日】 この法は、2014 年 7 月 1 日から施行する。〈但し書き省略〉

第 2 条から第 18 条まで 省略

第 19 条 【他の法律の改正】

- ① 省略。
- ② 実用新案法一部を次の通り改正する。
第 27 条第 2 項中“「デザイン保護法」第 61 条”を“「デザイン保護法」第 112 条”にする。
- ③ 省略

第 20 条 省略

附 則 <法律第 11962 号、2013.7.30.> (弁理士法)

第 1 条 【施行日】 この法律は、公布後、6 ヶ月が過ぎた日から施行する。〈但し書き省略〉

第 2 条から第 9 条まで 省略

第 10 条 【他の法律の改正】 ①省略

- ②実用新案法一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号、第 22 条の 3 第 1 項第 2 号中“特許法人”を夫々“特許法人・特許法人(有限)”とする。

③から⑥まで省略

附 則 <法律第 12752 号、2014.6.11.>

第 1 条 【施行日】 この法律は、2015 年 1 月 1 日から施行する。

第 2 条 【電子文書で通知と送達された書類の到達時期に関する適用例】 第 3 条の改正により準用される法第 12753 号特許法の一部改正法律第 28 条の 5 第 3 項の改正規定は、この法律の施行後同法第 28 条の 5 第 1 項の改正規定により通知と送達する書類から適用する。

第 3 条 【登録料未納に応じて消滅した実用新案権の回復に関する適用例】 第 20 条の改正規定により準用される法第 12753 号特許法の一部改正法律第 81 条の 3 第 3 項の改正規定は、同じ改正規定の施行後実用新案権の回復を申請するものから適用する。

第 4 条 【訂正審判に関する適用例】 第 33 条により準用される法第 12753 号特許法の一部改正法律第 136 条第 1 項但し書及び同条第 6 項但し書の改正規定は、この法律の施行後に請求される訂正審判から適用する。

第 5 条 【訂正の無効審判に関する適用例】 第 33 条のにより準用される法第 12753 号特許法の一部改正法律第 137 条第 1 項及び同条第 4 項の改正規定は、この法律の施行後に請求される訂正の無効審判から適用する。

第 6 条 【審判請求人の補正に関する適用例】 第 33 条により準用される法第 12753 号特許法の一部改正法律第 140 条第 2 項第 1 号及び第 140 条の 2 第 2 項第 1 号の改正規定は、この法律の施行後に請求されている審判から適用する。

第 7 条 【拒絶査定不服審判の情報提供に関する適用例】 第 33 条により準用される法第 12753 号特許法の一部改正法律第 170 条第 1 項前段の改正規定(同法第 63 条の 2 の改正規定を準用する部分に限る。)は、附則第 8 条にかかわらず、この法律施行当時、拒絶決定不服審判が係属中の実用新案登録出願にも適用する。

第 8 条 【一般経過措置】 この法律施行前に出願された実用新案登録出願、実用新案登録出願の審査及び審判については、従前に従う。

第 8 条 【実用新案登録の要件等に関する経過措置】 従前の第 4 条第 3 項による他の実用新案登録出願又は特許出願がこの法律の施行前に出願され、他の実用新案登録出願又は特許出願の願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された考案又は発明と同一の考案が記載された実用新案登録出願がこの法律の施行後に出願された場合には、第 4 条第 5 項から第 7 項までの改正規定にかかわらず、従前の第 4 条第 4 項に従う。

第 10 条 【請求の範囲の提出猶予に関する経過措置】 この法律施行前に従前の第 8 条第 5 項により実用新案登録請求の範囲を記さない明細書を実用新案登録出願書に添付して出願した実用新案登録出願については、従前に従う。

第 11 条 【他の法令との関係】 この法律施行当時、他の法令で従前の「実用新案法」を引用している場合には、同法律の中で、それに該当する規定がある場合は、従前を代えてこの法律の対応規定を引用したものとみなす。

附 則 <第 13088 号、2015.1.28.>

第 1 条 【施行日】 この法律は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条 【適用例】 第 11 条の改正規定は、この法律の施行後に出願した実用新案登録出願から適用する。